

札幌花き地方卸売市場業務規程

札幌花き地方卸売市場

札幌花き地方卸売市場業務規程

目次

- 第1章 総則（第1条 — 第4条）
- 第2章 市場関係事業者
 - 第1節 卸売業者（第5条 — 第14条）
 - 第2節 仲卸業者（第15条 — 第22条）
 - 第3節 売買参加者等（第23条 — 第27条）
 - 第4節 関連事業者（第28条 — 第33条）
- 第3章 売買取引及び決済の方法（第34条 — 第49条）
- 第4章 市場施設の使用（第50条 — 第57条）
- 第5章 市場運営協議会（第58条）
- 第6章 指導監督（第59条、第60条）
- 第7章 雑則（第61条 — 第65条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この業務規程は、株式会社札幌花き地方卸売市場（以下「開設者」という。）が開設する札幌花き地方卸売市場（以下「市場」という。）における生鮮食料品等（卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する生鮮食料品等（以下「物品」という。）をいう。）の取引の適正化とその健全な運営を図るため、必要な事項を定める。

（市場の名称及び位置）

第2条 市場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 札幌花き地方卸売市場

位置 札幌市白石区流通センター7丁目3番及び4番

（取扱品目）

第3条 法第13条第1項の規定による北海道知事の認定に係る市場の取扱品目（以

下「取扱品目」という。)は、花き及びその加工品並びにこれらに関連する物品とする。

(開設者の責務)

第4条 開設者は、市場の業務の運営に関し、出荷者、卸売業者、仲卸業者その他の市場において売買取引を行う者(以下「取引参加者」という。)に対して不当に差別的な取扱いをしない。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

(卸売業者の定義)

第5条 卸売業者とは、法第2条第4項に規定する者であつて、次条の規定により開設者の承認を受けた者をいう。

(卸売業者の承認)

第6条 市場において卸売の業務を行おうとする者は、別に定める申請書を開設者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名簿
- (4) 卸売市場法施行規則(昭和46年農林省令第52号。以下「法施行規則」という。)第17条第3項第3号二別記様式第2号の例により作成した直近の事業年度の事業報告書又はこれに準ずるもの(申請者が事業の開始後1年を経過していないものである場合にあっては、申請の日を含む事業年度の事業計画書)
- (5) その他開設者が必要と認める書類

3 開設者は、第1項の申請が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請者が取扱品目について卸売の業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しないと判断されるときは、その承認をしないものとする。

- (1) 申請者が法人でないとき。
- (2) 申請者が法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過

しないものであるとき。

- (3) 申請者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団関係企業その他暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する団体若しくは集団（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）、又は暴力団等反社会的勢力若しくはその構成員（個人を含む。以下同じ。）と関係を有する者であるとき。
- (4) 申請者が次条又は第60条第1項若しくは第3項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- (5) 申請者の業務を執行する役員のうち、次のいずれかに該当する者があるとき。
- イ 破産者で復権を得ないもの。
 - ロ 禁錮刑以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの。
 - ハ 法の規定により罰金の刑に処せられ、又は次条若しくは第60条第1項又は第3項の規定により承認の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時、その法人の業務を執行する役員として在任した者で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの。
- ニ 暴力団等反社会的勢力の構成員若しくは構成員でなくなった日から5年を経過しない者、又は暴力団等反社会的勢力若しくはその構成員と関係を有する者。
- (6) その承認をすることによって、卸売業者の数が別に定める最高限度を超えることとなるとき。

（卸売業者の承認の取消し）

第7条 開設者は、卸売業者が前条第3項第1号から第3号若しくは第5号のいずれかに該当することとなったとき、卸売の業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるとき、又は当該卸売業者がその承認の取消しを申し出たときは、その承認を取消すものとする。

（保証金の預託）

第8条 卸売業者は、第6条第1項の承認を受けた日から起算して30日以内に、保証金を開設者に預託しなければならない。

2 卸売業者は、保証金を預託した後でなければ、卸売の業務を開始してはならない。

（保証金の額）

第9条 卸売業者の預託すべき保証金の額は、第56条第1項に規定する市場施設の使用料月額（卸売業者市場使用料は除く。）の6か月分に相当する額の範囲内において、別に定める。

（保証金の充当）

第10条 開設者は、卸売業者が市場施設の使用料その他開設者に納付すべき金額の納付を怠ったときは、保証金をこれに充てることができる。

（保証金の返還）

第11条 保証金は、卸売業者がその承認の取消しを受けた日から起算して60日を経過した後でなければこれを返還しない。

2 前項の保証金には利息を付けない。

（卸売業者の営業の譲渡又は合併）

第12条 卸売業者は営業を譲渡し又は他の法人との合併を行うときは、別に定めるところにより、開設者に申請し、その承認を受けなければならない。

2 第6条第3項の規定は、前項の承認について準用する。

（卸売業者に係る変更事項等の届出）

第13条 卸売業者は、第6条第2項第1号から第3号までに掲げる事項に変更があったときは、別に定める書類を、遅滞なく開設者に届け出なければならない。

2 卸売業者は、卸売の業務を休止、又は廃止しようとするときは、その日の40日前までに、別に定める書類を、開設者に届け出なければならない。

（せり人の登録等）

第14条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、その者について当該卸売業者が開設者の登録を受けている者でなければならない。

2 卸売業者は、前項の登録を受けようとするときは、別に定める申請書を開設者に提出しなければならない。

3 開設者は、前項の登録の申請があった場合は、次項の規定により登録を拒否する場合を除き、せり人登録簿に当該せり人を登載し、すみやかにその旨を登録申請者に通知するとともに、登録したせり人に対しせり人登録証を交付する。

4 開設者は、第2項の申請があった場合において、その申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしないものとする。

（1） 破産者で復権を得ないものであるとき。

- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。
 - (3) 第15条に規定する仲卸業者若しくは第23条に規定する売買参加者又はこれらの者の役員若しくは使用人であるとき。
 - (4) 暴力団等反社会的勢力の構成員若しくは構成員でなくなった日から5年を経過しない者、又は暴力団等反社会的勢力若しくはその構成員と関係を有する者であるとき。
 - (5) せりを遂行するのに必要な経験又は能力を有していない者であるとき。
- 5 開設者は、せり人が前項第1号から第4号までのいずれかに該当することとなったとき、せりを遂行するのに必要な能力を有しなくなったと認めるとき、又は卸売業者が当該せり人に係る登録の取消しを申し出たときは、その登録を取消すものとする。
- 6 開設者は、せり人がせり売の業務に関し、公正を害し若しくは害するおそれのある行為をしたときは、期間を定めてその業務を停止させ、又はその登録を取消すことができる。
- 7 せり人は卸売のせり売に従事するときは、せり人登録証を携帯するとともに、開設者が交付する標識を着用しなければならない。

第2節 仲卸業者

(仲卸業者の定義)

第15条 仲卸業者とは、法第2条第5項に規定する者であって、次条の規定により開設者の承認を受けた者をいう。

(仲卸業者の承認)

第16条 市場において仲卸の業務を行おうとする者は、別に定める申請書を開設者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名簿
- (4) 直近の事業年度の財務諸表
- (5) その他開設者が必要と認める書類

3 開設者は、第1項の申請が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請者が仲卸の業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しないと判断されるときは、そ

の承認をしないものとする。

- (1) 申請者が法人でないとき。
- (2) 申請者が法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (3) 申請者が暴力団等反社会的勢力、又は暴力団等反社会的勢力若しくはその構成員と関係を有する者であるとき。
- (4) 申請者が次条又は第60条第1項若しくは第3項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- (5) 申請者の業務を執行する役員のうち、次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 破産者で復権を得ないもの。

ロ 禁錮刑以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの。

ハ 法の規定により罰金の刑に処せられ、又は次条若しくは第60条第1項又は第3項の規定により承認の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時、その法人の業務を執行する役員として在任した者で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの。

ニ 暴力団等反社会的勢力の構成員若しくは構成員でなくなった日から5年を経過しない者、又は暴力団等反社会的勢力若しくはその構成員と関係を有する者。

- (6) 申請者が、卸売業者であるとき。
- (7) その承認をすることによって、仲卸業者の数が別に定める最高限度を超えることとなるとき。

4 仲卸業者は、市場内において別に定めるところにより開設者が交付する標識を着用しなければならない。

(仲卸業者の承認の取消し)

第17条 開設者は、仲卸業者が前条第3項第1号から第3号若しくは第5号、第6号のいずれかに該当することとなったとき、仲卸の業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるとき、又は当該仲卸業者がその承認の取消しを申し出たときは、その承認を取消すものとする。

(保証金の預託)

第18条 仲卸業者は、第16条第1項の承認を受けた日から起算して30日以内に、保証金を開設者に預託しなければならない。

2 仲卸業者は、保証金を預託した後でなければ、仲卸の業務を開始してはならない。

(保証金の額等)

第19条 仲卸業者の預託すべき保証金の額は、第56条第1項に規定する市場施設の使用料月額（仲卸業者市場使用料は除く。）の6か月分に相当する額の範囲内において、別に定める。

2 第10条及び第11条の規定は、前条第1項の保証金について準用する。

(仲卸業者の営業の譲渡又は合併)

第20条 仲卸業者は営業を譲渡し又は他の法人との合併を行うときは、別に定めるところにより、開設者に申請し、その承認を受けなければならない。

2 第16条第3項の規定は、前項の承認について準用する。

(仲卸業者に係る変更事項等の届出)

第21条 仲卸業者は、第16条第2項第1号から第3号までに掲げる事項に変更があったときは、別に定める書類を、遅滞なく開設者に届け出なければならない。

2 仲卸業者は、仲卸の業務を休止又は廃止しようとするときは、その日の40日前までに、別に定める書類を、開設者に届け出なければならない。

(報告書の提出)

第22条 仲卸業者は、別に定める毎月の売上高報告書を、翌月末までに、開設者に提出しなければならない。

2 仲卸業者は、別に定める営業報告書を毎事業年度の末日から起算して90日を経過する日までに、開設者に提出しなければならない。

第3節 売買参加者等

(売買参加者の定義)

第23条 売買参加者とは、卸売業者及び仲卸業者と売買取引を行うことにつき、次条の規定により開設者の登録を受けた者をいう。

(売買参加者の登録)

第24条 売買参加者になろうとする者は、氏名又は法人名、商号及び住所その他開設者が必要と認める事項を記載した申請書を開設者に提出し、その登録を受けなければならない。

- 2 前項の申請書には、申請者と卸売業者との間で締結した花き等の取引に関する契約（以下「取引契約」という。）書の写しその他開設者が別に定める書類を添付しなければならない。
- 3 開設者は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしないものとする。
- (1) 申請者が暴力団等反社会的勢力若しくはその構成員、若しくは構成員でなくなった日から5年を経過しない者、又は暴力団等反社会的勢力若しくはその構成員と関係を有する者であるとき。
 - (2) 申請者が次条又は第60条第2項若しくは第3項の規定による登録の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。
 - (3) 前二号のほか、申請者が個人である場合にあっては、次のいずれかに該当するとき。
 - イ 破産者で復権を得ないものであるとき。
 - ロ 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。
 - (4) 申請者が、法人であってその業務を執行する役員のうち前号までのいずれかに該当する者がいるとき。
 - (5) 申請者が、卸売業者であるとき。
 - (6) 申請者が、卸売業者との間で取引契約が締結されていないとき。
- 4 売買参加者は、市場内において別に定めるところにより開設者が交付する標識を着用しなければならない。

（売買参加者の登録の取消し）

第25条 開設者は、売買参加者が前条第3項第1号、若しくは第3号から第5号までのいずれかに該当することとなったとき、卸売業者との間で締結している取引契約が解約されたとき、又は当該売買参加者がその登録の取消しを申し出たときはその登録を取消すものとする。

（売買参加者に係る変更事項等の届出）

第26条 売買参加者は、第24条第1項の規定による申請事項に変更があったときは、別に定める書類を、遅滞なく開設者に届け出なければならない。

（買出人の登録等）

第27条 この規程において買出人とは、市場内において仲卸業者から販売を受けることにつき、開設者の登録を受けた者をいう。

- 2 買出人の登録に関し必要な事項は別に定める。
- 3 買出人は、市場内において別に定めるところにより開設者が交付する登録証を着用しなければならない。

第4節 関連事業者

(関連事業者の定義)

第28条 関連事業者とは、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため、市場内の施設において次の各号に掲げる業務を営むことについて、次条の規定により開設者の承認を受けた者をいう。

- (1) 関連商品販売業を営む者、運搬業務を営む者その他の市場の機能の充実に資する業務を営む者
- (2) 飲食店の営業を行う者その他の市場の利用者に便益を提供する業務を営む者

(関連事業者の承認)

第29条 前条に規定する業務を行おうとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を開設者に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 氏名又は法人名、商号及び住所
- (2) 承認を受けて営もうとする業務の種類及び内容
- (3) その他開設者が必要と認める事項

- 2 前項の申請書には、開設者が別に定める書類を添付しなければならない。
- 3 開設者は、第1項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認をしないものとする。

- (1) 申請者が暴力団等反社会的勢力若しくはその構成員、若しくは構成員でなくなった日から5年を経過しない者、又は暴力団等反社会的勢力若しくはその構成員と関係を有する者であるとき。
- (2) 申請者が次条又は第60条第2項若しくは第3項の規定による登録の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。
- (3) 前二号のほか、申請者が個人である場合にあっては、次のいずれかに該当するとき。

イ 破産者で復権を得ないものあるとき。

ロ 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。

- (4) 申請者が、法人であってその業務を執行する役員のうち前号までのいずれかに該当する者があるとき。

- (5) 申請者が業務を適確に遂行するのに必要な知識、経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(関連事業者の承認の取消し)

第30条 開設者は、関連事業者が前条第3項第1号若しくは第3号から第5号までのいずれかに該当することとなったとき、又は当該関連事業者がその承認の取消しを申し出たときは、その承認を取消すものとする。

(保証金の預託)

第31条 関連事業者は、第29条第1項の承認を受けた日から起算して30日以内に保証金を開設者に預託しなければならない。ただし、開設者が特別の理由があると認めるときは、これを減免することができる。

- 2 関連事業者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。ただし、前項ただし書の規定により保証金を免除された者については、この限りでない。

(保証金の額等)

第32条 関連事業者の預託すべき保証金の額は、第56条第1項に規定する市場施設の使用料月額額の6か月分に相当する額の範囲内において、別に定める。

- 2 第10条及び第11条の規定は、前条第1項の保証金について準用する。

(関連事業者に係る変更事項等の届出)

第33条 関連事業者は、第29条第1項の規定による申請の内容に変更があったときは、別に定める書類を、遅滞なく開設者に届け出なければならない。

第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第34条 取引参加者は公正かつ効率的に売買取引を行わなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第35条 卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(受託拒否の禁止)

第36条 卸売業者は、取扱品目について、市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、次に掲げる場合を除き、その引受けを拒んではならない。

- (1) 販売の委託の申込みがあった取扱品目が市場において、過去に全て残品となり販売に至らなかった取扱品目と品質が同程度である場合
- (2) 卸売場、倉庫その他の卸売業者が市場における卸売の業務のために使用する施設の受入能力を超える場合
- (3) 販売の委託の申込みが次条の規定により公表した売買取引の条件に基づかない場合
- (4) 販売の委託の申込みが市場以外の場所における売買取引の残品の出荷であることが明白である場合
- (5) 販売の委託の申込みが次に掲げる者から行われたものである場合
 - イ 暴力団等反社会的勢力の構成員若しくは構成員でなくなった日から5年を経過しない者、又は暴力団等反社会的勢力若しくはその構成員と関係を有する者
 - ロ 暴力団等反社会的勢力の構成員をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者
 - ハ 暴力団等反社会的勢力又はその構成員がその事業活動を支配する者

(売買取引の条件の公表)

第37条 卸売業者は、法施行規則第20条の定めるところにより、営業日及び営業時間、取扱品目その他売買取引の条件を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

- 2 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、受託契約約款を定めるものとし、これを定めたときは開設者に届け出るとともに、前項により公表しなければならない。

(売買取引の方法)

第38条 卸売業者が行う卸売は、せり売若しくは入札の方法、又は相対による取引の方法によらなければならない。

- 2 開設者は、必要があると判断するときは、卸売業者に対し、前項の売買取引の方法のうちから特定の方法を指示することができるものとする。

(第三者への卸売)

第39条 卸売業者は、取扱品目について、仲卸業者及び売買参加者（以下「仲卸業者等」という。）の買受けを不当に制限することにならないときは、仲卸業者等以

外の者に対して卸売をすることができる。

- 2 卸売業者は、前項による卸売をしたときは、別に定めるところにより、開設者に報告をしなければならない。

(自己買受)

第40条 卸売業者は、取扱品目について、仲卸業者等の買受けを不当に制限することにならないときは、その者が行う卸売の相手方として、取扱品目を買受けすることができる。

- 2 卸売業者は、前項による買受けをしたときは、別に定めるところにより、開設者に報告をしなければならない。

(卸売業者の買戻し等の制限)

第41条 卸売業者は、市場において取扱品目の卸売をしたときは、卸売の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認められる場合を除くほか、仲卸業者等から当該卸売に係る取扱品目の販売の委託を引受け、又は買受けてはならない。

- 2 卸売業者は、前項による買受けをしたときは、別に定めるところにより、開設者に報告をしなければならない。

(商物分離による卸売)

第42条 卸売業者は、効率的な売買取引を行うため、仲卸業者等の買受けを不当に制限することにならないときは、取扱品目を市場に持込まずに卸売をすることができる。

- 2 卸売業者は、前項の規定による卸売をしたときは、別に定めるところにより、開設者に報告をしなければならない。

(仲卸業者の業務の規制)

第43条 仲卸業者は、市場内において次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第2号に掲げる行為については、仲卸業者の買入れたい取扱品目について、卸売業者の集荷が困難な場合であって、市場における適正な取引が損なわれることにならないとき、その他開設者が承認したときは、この限りでない。

- (1) 販売の委託を引受けること。
- (2) 市場の卸売業者以外の者から買入れて販売すること。

- 2 前項ただし書の規定による買入については、別に定めるところにより、その上限を設けるものとする。

- 3 仲卸業者は、第1項ただし書の規定による販売を行ったときは、別に定めるところ

ろにより、開設者に報告しなければならない。

(売買取引の制限)

第44条 開設者は、取引参加者の売買取引について、不正又は不当な行為があると認めるときは、当該売買を差止めることができる。

(衛生上有害な物品の売買禁止)

第45条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者は、衛生上有害な物品を市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。

2 開設者は、衛生上有害な物品の売買を差止め、又は撤去を指示することができる。

(売買取引の結果等の公表)

第46条 卸売業者は、売買取引の結果等について、別に定めるところにより、開設者に報告をしなければならない。

2 開設者は、法施行規則第18条の定めるところにより、市場の取扱品目に関する売買取引の結果等について、別に定めるときまでに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表する。

3 卸売業者は、法施行規則第22条の定めるところにより、取扱品目に関する売買取引の結果等について、開設者が別に定めるときまでに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(委託手数料の率の上限)

第47条 卸売業者が、卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から收受する委託手数料は、卸売代金（せり売り若しくは入札又は相対取引に係る金額に、その消費税額（地方消費税額を含む。以下同じ。）を加えた金額をいう。以下同じ。）に、100分の10以内の率を乗じて得た金額とする。

(決済の方法)

第48条 卸売業者は、卸売のための販売の委託を引受けた物品の卸売をしたときは、委託者に対して翌日までに、卸売代金から前条の委託手数料その他委託者の負担となる費用を控除した金額を支払わなければならない。

2 卸売業者から卸売を受けた者は、卸売業者から買受けた物品の引渡しを受けた日に、卸売代金及び卸売を受けた者の負担となる費用を支払わなければならない。

3 前二項の他、取引参加者は売買取引（卸売のための買受けを含む。）をしたときは、買受けた物品の引渡しを受けた日に、その代金（買受けた金額に消費税額を加

えた金額。)及び買受者の負担となる費用を支払わなければならない。

- 4 取引参加者の市場における売買取引の支払方法は、振込、口座振替又は現金によるものとする。
- 5 前各項に関わらず、取引参加者が売買取引を行う場合における支払期日、支払方法その他の決済の方法について契約等で定めたときは、当該取引参加者の決済の方法は、当該契約等の定めによる。

(事業報告書の作成等)

- 第49条 卸売業者は、法施行規則第21条第1項の定めるところにより、事業報告書を作成し、開設者に提出するとともに、貸借対照表及び損益計算書について、出荷者から閲覧の申出があった場合には、同条第4項で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。
- 2 前項の規定による閲覧は、インターネットの利用、事務所における備置きその他の適切な方法により行わなければならない。

第4章 市場施設の使用

(施設の使用指定等)

- 第50条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が使用する市場施設(市場の用地、建物、その他の施設をいう。以下同じ。)の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、開設者が指定する。
- 2 開設者は、必要があると認めるときは、売買参加者その他前項に規定する者以外の者に対して、市場施設の使用を承認することができる。
 - 3 前項の承認を受けた者は、その承認を受けた日から起算して30日以内に保証金を開設者に預託しなければならない。ただし、開設者が一時使用その他必要がないと認めるときは、この限りでない。
 - 4 第9条から第11条までの規定は、前項の保証金について準用する。

(用途変更、転貸等の禁止)

- 第51条 前条第1項の指定又は同条第2項の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、その使用施設の用途を変更し、その全部若しくは一部を転貸し、又は当該施設を他人に使用させてはならない。ただし、開設者の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状変更の禁止)

第52条 使用者は、市場施設に建築、造作、模様替その他市場施設の原状に変更を加えてはならない。ただし、開設者の承認を受けたときは、この限りでない。

2 前項のただし書により、市場施設に建築、造作、模様替その他市場施設の原状に変更を加えたときは、使用者は返還の際、原状に復し又はこれに代わる費用を弁償しなければならない。

(施設の返還)

第53条 使用者の死亡、法人の解散、廃業又は第7条、第17条、第30条、第60条第1項若しくは第3項の規定による承認の取消しその他の理由により市場施設の使用資格が消滅した場合は、相続人、精算人、代理人又は本人は、開設者の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、開設者の承認を受けたときは、この限りでない。

(指定又は承認の取消し等)

第54条 開設者は、市場施設について管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、その指定又は承認の全部若しくは一部を取消し、又は使用の制限若しくは停止その他の必要な措置をとることができる。

(補修弁償)

第55条 市場施設を故意又は過失により滅失若しくは損傷した者は、その補修をし、又はその費用を弁償しなければならない。

(使用料)

第56条 使用者の市場施設の使用に係る料金の額（消費税額を含み、以下「使用料」という。）は、別表のとおりとする。

2 使用者は、その使用の有無にかかわらず使用料を支払わなければならない。

3 開設者は、次の各号のいずれかに該当するときは使用料を減免することができる。

(1) 使用者の責めに帰することができない理由により市場施設を使用できないとき。

(2) 使用者が国又は公共団体であるとき。

(3) その他、開設者が特別の理由があると認めるとき。

4 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書を開設者に提出し、その承認を受けなければならない。

5 市場において使用する電気、水道、ガス、暖房等の費用で開設者の指定するもの（共同により使用する市場施設を含む。）は、使用者の負担とする。

(市場施設の使用に関する契約)

第57条 使用者は、前七条その他市場施設の使用に関する必要事項について、開設者と契約を締結しなければならない。ただし、その使用が一時使用その他開設者が必要がないと認めるときは、この限りでない。

第5章 市場運営協議会

(市場運営協議会の設置)

第58条 市場の業務の運営及び売買取引に関し必要な事項を調査審議するため、札幌花き地方卸売市場運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員若干名をもって組織する。
- 3 委員は、取引参加者その他の利害関係者のうちから、開設者が委嘱する。
- 4 前項のほか、開設者は必要があると認めるときは、学識経験者を委員に委嘱することができる。
- 5 協議会は、市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するため、開設者に意見を述べることができる。
- 6 開設者は、この業務規程（取引参加者が市場における業務に関し遵守すべき事項に限る。）を変更するときは、あらかじめ協議会の意見を聴くものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は別に定める。

第6章 指導監督

(指導、検査、是正の求め等)

第59条 開設者は、この業務規程及びこれに基づく規則等（以下「業務規程等」という。）に定められている遵守事項を取引参加者及び関連事業者に遵守させるため、これに必要な限度において、取引参加者及び関連事業者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとることができる。

(監督処分)

第60条 開設者は、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者が業務規程等に違反したときは、期間を定めて、その業務の全部若しくは一部を停止させ、又はその承認を取消することができる。

- 2 開設者は、売買参加者若しくは買出人が業務規程等に違反したときは、期間を定

めて、その入場を停止させ、又はその登録を取消することができる。

- 3 開設者は、市場関係事業者について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が業務規程等に違反したときは、その行為者に対して期間を定めて、市場の入場を停止させることができるほか、その市場関係事業者に対しても、前二項の規定を適用することができる。

第7章 雑則

(市場秩序の保持)

第61条 市場関係事業者その他市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は信用を失墜する行為をしてはならない。

- 2 開設者は、前項の規定に違反したと認めるときは、当該入場者に対し、入場の制限その他必要な措置をとることができる。

(清潔な環境の保持)

第62条 市場関係事業者は、常に市場施設の清潔な環境保持に努めなければならない。

- 2 開設者は、市場の清潔な環境の保持を図るため必要があると認めるときは、市場関係事業者に対し、必要な措置を指示することができる。

(承認の条件等)

第63条 この業務規程による承認には、条件を付することができる。

(処分等による損害の賠償責任)

第64条 市場関係事業者その他市場へ入場する者が、業務規程等又はこれらに基づく処分によって損害を受けることがあっても、開設者はその賠償の責を負わない。

(関係規定の制定)

第65条 この業務規程の施行に関して、必要な事項は開設者が別に定める。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和58年6月29日から施行する。

附 則

この規程は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年8月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年11月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年3月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年1月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和2年6月21日から施行する。

(卸売業者等の承認等申請手続きの省略)

第2条 この規程の施行の際、現に改正前の規程第6条による卸売業者、第14条の規定によるせり人、第19条の規定による仲卸人、第20条の規定による買受人、第27条の規定による関連事業者及び第60条第2項の規定に基づき承認を受けている者は、それぞれこの規程第6条の規定に基づく卸売業者の承認、第14条の規定に基づくせり人の登録、第16条の規定に基づく仲卸業者の承認、第24条の規定に基づく売買参加者の登録、第29条の規定に基づく関連事業者の承認及び第50条第2項の規定に基づく承認を受けている者とみなす。

(買出人の登録申請手続きの省略)

第3条 この規程の施行の際、現に「札幌花き地方卸売市場 買出人登録要領」により登録されている買出人は、この規程第27条の規定に基づく登録を受けている者

とみなす。

(保証金の継承)

第4条 附則第2条の規定により、この規程に基づく卸売業者、仲卸業者及び関連事業者の承認を受けているとみなす者の、この規程第9条、第19条第1項及び第32条第1項に規定する預託すべき保証金の額は、当分の間、改正前の規程による金額とする。

(契約等の継承)

第5条 改正前の規程の規定に基づき締結した契約等は、当事者からの申入れがない限り、それに相当するこの規程の規定に基づき締結されたものとみなす。

(処分、手続等の継承)

第6条 附則第2条から前条までに規定するものを除くほか、この規程の施行の日前に、改正前の規程又は改正前の規程に基づく規則等によってした処分、手続その他の行為は、この規程又はこの規程に基づく規則等にこれに相当する規定があるときは、当該相当する規定によってしたものとみなす。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第56条第1項別表に定める駐車場使用料については、令和5年度の1年間に限り、1年1車両につき、8,400円に消費税を加えた額とする。

別表

市場使用料表

使用料別	使用料
卸売業者市場使用料	1月につき 卸売代金（消費税額を含む）に1000分の5.5を乗じて得た額
卸売業者売場使用料	1月1平方メートルつき 550円に消費税額を加えた額
仲卸業者市場使用料	1月につき 第43条第1項但し書きの規定による販売金額（消費税額を含む）に1000分の5.5を乗じて得た額
仲卸業者売場使用料	1月1平方メートルつき 550円に消費税額を加えた額
仲卸業者店舗使用料	1月1平方メートルつき 1,000円に消費税額を加えた額
関連事業者事務所使用料	1月1平方メートルつき 2,450円に消費税額を加えた額
事務所使用料	1月1平方メートルつき 1,000円に消費税額を加えた額
倉庫使用料	1月1平方メートルつき 550円に消費税額を加えた額
その他の施設使用料	1月1平方メートルつき 100円に消費税額を加えた額
会議室使用料	1時間につき 500円に消費税を加えた額
駐車場使用料	1年1車両につき 12,000円に消費税を加えた額